

自動車保有の容認状況に関するアンケート調査 結果概要

【調査概要】

調査手法： 郵送調査（郵送により調査票を送付、郵送又はメールで回答受付）

※調査票の送付・回収・集計に係る業務を株式会社インテージリサーチに委託

調査期間： 2023年9月6日（水）～同年10月6日（金）

調査対象者：都道府県及び市町村の生活保護担当部門

（厚生労働省ウェブサイト「福祉事務所一覧（令和5年4月1日現在）」を元に送付リストを作成）

送付件数・回答数：

調査票送付件数（計）：908 件 ※都道府県・複数自治体票：74件／市町村票：834件

有効回答数（計）：588 件 ※都道府県・複数自治体票：59件／市町村票：529件

※回答率 64.8%

調査項目：

- ・自動車保有容認の件数等
(生活保護利用世帯数、保護利用者数、自動車保有を容認している件数、否認している件数、処分を保留している件数)
- ・自動車保有容認件数の理由
- ・自動車保有を容認している者における自動車の運行状況の把握（運行状況報告義務の有無、書式の有無）
- ・自動車保有を容認することに対する考え方（要件を緩和すべき/要件を厳しくすべき/要件は現状のままでよい）

※級地区別の集計については、「生活保護手帳」掲載の一覧に基づいて集計を行った。複数の級地区分を所管する福祉事務所については集計から除外した。

問1 2022（令和4）年3月末時点※の、貴自治体の生活保護利用世帯における

(1)-1生活保護利用世帯数、(1)-2保護利用者数 および

(2)-1自動車保有を容認している件数※ (2)-2否認している件数 (2)-3処分を保留している件数

を、貴自治体下の福祉事務所※ごとに回答ください。

※都道府県・複数の福祉事務所を設置している市区は、対象となる福祉事務所に県下の市町村が設置しているものを含む。（市町村は自市町村について回答）

※自動車保有の容認件数は、課長通知問第3の9-2に基づいて処分留保している場合も含む。

※数値の時点は、回答する自治体によって異なる。

全回答（2022年3月31日時点以外での回答も含む）

	(1)-1 生活保護 利用世帯数 (件)	(1)-2 生活保護 利用者数 (名)	(2)-1 自動車保有 容認件数 (件)	(2)-2 自動車保有 否認件数 (件)	(2)-3 自動車保有 処分保留 (件)
全体（回答数値の合計） -	1,243,427	1,550,553	8,165	7,194	2,560
回答のあった自治体数	586	578	577	502	436
回答のあった 福祉事務所の件数	867	850	849	733	648
					534

2022年3月31日時点の回答のみ

	(1)-1 生活保護 利用世帯数 (件)	(1)-2 生活保護 利用者数 (名)	(2)-1 自動車保有 容認件数 (件)	(2)-2 自動車保有 否認件数 (件)	(2)-3 自動車保有 処分保留 (件)	(2)-1/(1)-1 利用世帯数 のうち容認 件数の割合 (%)
全体（回答数値の合計） -	838,343	1,048,737	5,030	4,486	1,572	0.6%
回答のあった自治体数	397	390	389	326	288	224
回答のあった 福祉事務所の件数	590	584	583	481	428	328

2022年3月31日時点の回答のみ・級地区別（3区分）

	(1)-1 生活保護 利用世帯数 (件)	(1)-2 生活保護 利用者数 (名)	(2)-1 自動車保有 容認件数 (件)	(2)-2 自動車保有 否認件数 (件)	(2)-3 自動車保有 処分保留 (件)	(2)-1/(1)-1 利用世帯数 のうち容認 件数の割合 (%)
級地1	全体（回答数値の合計） -	534,721	676,538	1,035	1,783	478
	回答のあった自治体数	54	53	53	49	35
	※参考 1自治体あたり平均	-	10089.1	12764.9	21.1	13.7
級地2	全体（回答数値の合計） -	146,144	180,817	1,126	1,008	353
	回答のあった自治体数	74	74	74	64	45
	※参考 1自治体あたり平均	-	1974.9	2443.5	17.6	7.8
級地3	全体（回答数値の合計） -	103,875	125,675	1,849	1,190	507
	回答のあった自治体数	252	247	246	197	130
	※参考 1自治体あたり平均	-	420.5	510.9	9.4	3.9

2022年3月31日時点の回答のみ・級地区別 (6区分)

		(1)-1 生活保護 利用世帯数 (件)	(1)-2 生活保護 利用者数 (名)	(2)-1 自動車保有 容認件数 (件)	(2)-2 自動車保有 否認件数 (件)	(2)-3 自動車保有 処分保留 (件)	(2)-1/(1)-1 利用世帯数 のうち容認 件数の割合 (%)
級地1-1	全体 (回答数値の合計)	-	424,783	519,008	579	1,067	245
	回答のあった自治体数	37	37	37	33	34	24
	※参考 1自治体あたり平均	-	11480.6	14027.2	17.5	31.4	10.2
級地1-2	全体 (回答数値の合計)	-	109,938	157,530	456	716	233
	回答のあった自治体数	17	16	16	16	16	11
	※参考 1自治体あたり平均	-	6871.1	9845.6	28.5	44.8	21.2
級地2-1	全体 (回答数値の合計)	-	129,700	160,908	944	886	304
	回答のあった自治体数	50	50	50	43	44	35
	※参考 1自治体あたり平均	-	2594.0	3218.2	22.0	20.1	8.7
級地2-2	全体 (回答数値の合計)	-	16,444	19,909	182	122	49
	回答のあった自治体数	24	24	24	21	14	10
	※参考 1自治体あたり平均	-	685.2	829.5	8.7	8.7	4.9
級地3-1	全体 (回答数値の合計)	-	79,182	96,357	1,238	892	352
	回答のあった自治体数	168	164	164	127	114	88
	※参考 1自治体あたり平均	-	482.8	587.5	9.7	7.8	4.0
級地3-2	全体 (回答数値の合計)	-	24,693	29,318	611	298	155
	回答のあった自治体数	84	83	82	70	50	42
	※参考 1自治体あたり平均	-	297.5	357.5	8.7	6.0	3.7

問2 自動車の保有を容認している福祉事務所について、2022（令和4）年3月末時点における、容認している理由ごとの件数をお答えください。

※1つの世帯で複数の理由がある場合、それぞれの理由で件数に含める。

（したがって、理由ごとの件数を合計した数値が、問1の自動車保有の容認件数と一致しない場合がある）

※①から⑥と課長通知の対応関係は下記のとおり。

問（第3の9）	1 障害者自動車通勤→③
	2 公共交通機関利用困難地域から通勤→①
	3 公共交通機関利用困難地域に勤務先あり→①
	4 深夜勤務等に従事→⑥（その他）
問（第3の12）	1 障害者（障害児）通院・通所・通学 →いずれも④
	2 公共交通機関利用困難地域から通院・通所・通学→いずれも②

	① 公共交通 機関 利用困 難・通勤 (件)	② 公共交通 機関 利用困 難・通院 (件)	③ 障害等・ 通勤 (件)	④ 障害等・ 通院 (件)	⑤ 処分留保 (件)	⑥ その他 (件)
全体（回答数値の合計） -	2,849	861	200	2,636	1,153	886
回答のあった自治体数	586	343	204	83	392	167
回答のあった福祉事務所の件数	867	469	253	88	537	250

2022年3月31日時点の回答のみ

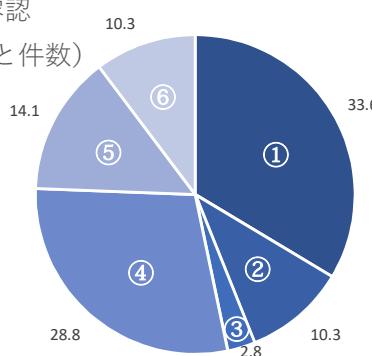
	① 公共交通 機関 利用困 難・通勤 (件)	② 公共交通 機関 利用困 難・通院 (件)	③ 障害等・ 通勤 (件)	④ 障害等・ 通院 (件)	⑤ 処分留保 (件)	⑥ その他 (件)
全体（回答数値の合計） -	1,661	510	140	1,426	699	508
容認理由/合計（%）	33.6	10.3	2.8	28.8	14.1	10.3
回答のあった自治体数	301	175	105	44	198	87
回答のあった福祉事務所の件数	505	272	139	48	300	148

問2 自動車保有容認

理由内訳（福祉事務所ごと件数）

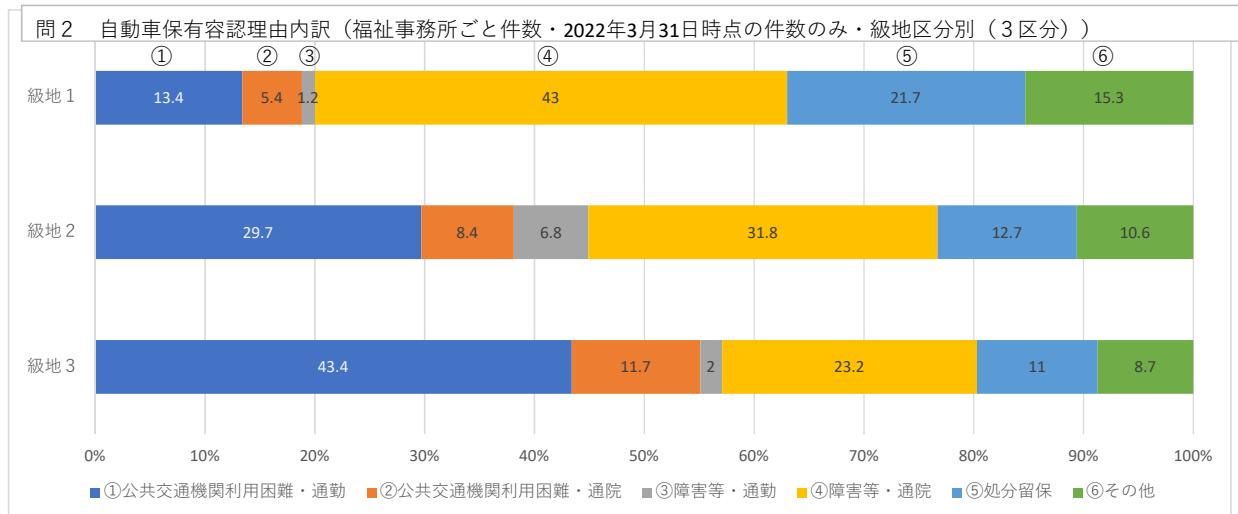
※2022年3月31日時
点の回答のみ

- ①公共交通機関
利用困難・通勤
- ②公共交通機関
利用困難・通院
- ③障害等・通勤
- ④障害等・通院
- ⑤処分留保
- ⑥その他



2022年3月31日時点の回答のみ・級地区別 (3区分)

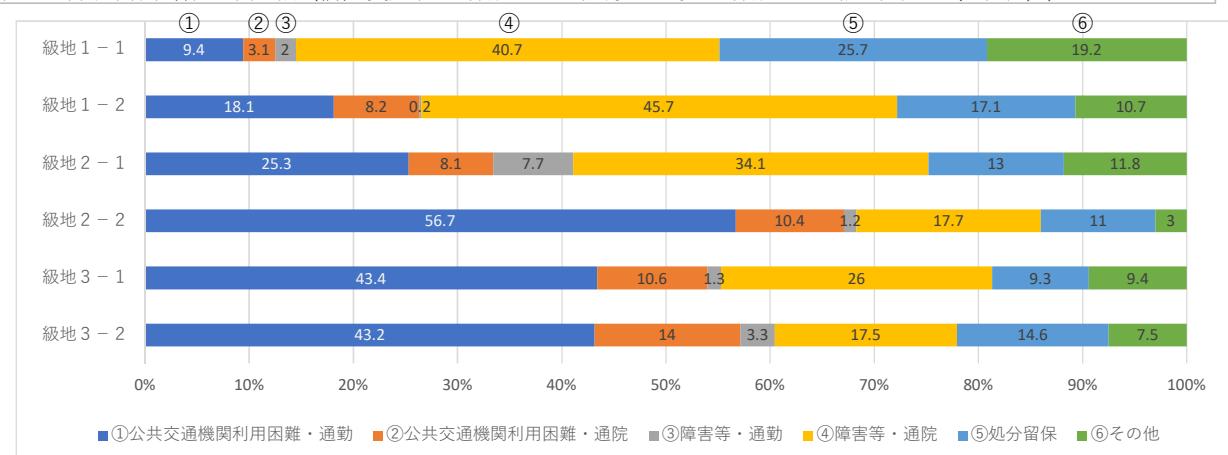
		① 公共交通 機関 利用困 難・通勤	② 公共交通 機関 利用困 難・通院	③ 障害等・ 通勤	④ 障害等・ 通院	⑤ 処分留保	⑥ その他	
		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	
級地1	全体 (回答数値の合計)	-	138	56	12	442	223	157
	回答のあった自治体数	46	20	16	5	37	12	23
	※参考 1自治体あたり平均	-	6.9	3.5	2.4	11.9	18.6	6.8
	容認理由/合計 (%)		13.4	5.4	1.2	43.0	21.7	15.3
級地2	全体 (回答数値の合計)	-	349	99	80	374	149	124
	回答のあった自治体数	52	27	17	13	42	23	22
	※参考 1自治体あたり平均	-	12.9	5.8	6.2	8.9	6.5	5.6
	容認理由/合計 (%)		29.7	8.4	6.8	31.8	12.7	10.6
級地3	全体 (回答数値の合計)	-	689	186	31	369	175	139
	回答のあった自治体数	182	111	57	20	102	43	42
	※参考 1自治体あたり平均	-	6.2	3.3	1.6	3.6	4.1	3.3
	容認理由/合計 (%)		43.4	11.7	2.0	23.2	11.0	8.7



2022年3月31日時点の回答のみ・級地区別（6区分）

		① 公共交通 機関 利用困 難・通勤 (件)	② 公共交通 機関 利用困 難・通院 (件)	③ 障害等・ 通勤 (件)	④ 障害等・ 通院 (件)	⑤ 処分留保 (件)	⑥ その他 (件)	
級地1-1	全体（回答数値の合計）	-	52	17	11	225	142	106
	回答のあった自治体数	33	12	9	4	25	8	15
	※参考 1自治体あたり平均	-	4.3	1.9	2.8	9.0	17.8	7.1
	容認理由/合計 (%)		9.4	3.1	2.0	40.7	25.7	19.2
級地1-2	全体（回答数値の合計）	-	86	39	1	217	81	51
	回答のあった自治体数	13	8	7	1	12	4	8
	※参考 1自治体あたり平均	-	10.8	5.6	1.0	18.1	20.3	6.4
	容認理由/合計 (%)		18.1	8.2	0.2	45.7	17.1	10.7
級地2-1	全体（回答数値の合計）	-	256	82	78	345	131	119
	回答のあった自治体数	37	20	14	11	34	18	20
	※参考 1自治体あたり平均	-	12.8	5.9	7.1	10.1	7.3	6.0
	容認理由/合計 (%)		25.3	8.1	7.7	34.1	13.0	11.8
級地2-2	全体（回答数値の合計）	-	93	17	2	29	18	5
	回答のあった自治体数	15	7	3	2	8	5	2
	※参考 1自治体あたり平均	-	13.3	5.7	1.0	3.6	3.6	2.5
	容認理由/合計 (%)		56.7	10.4	1.2	17.7	11.0	3.0
級地3-1	全体（回答数値の合計）	-	464	113	14	278	99	100
	回答のあった自治体数	128	73	37	12	74	26	31
	※参考 1自治体あたり平均	-	6.4	3.1	1.2	3.8	3.8	3.2
	容認理由/合計 (%)		43.4	10.6	1.3	26.0	9.3	9.4
級地3-2	全体（回答数値の合計）	-	225	73	17	91	76	39
	回答のあった自治体数	54	38	20	8	28	17	11
	※参考 1自治体あたり平均	-	5.9	3.7	2.1	3.3	4.5	3.5
	容認理由/合計 (%)		43.2	14.0	3.3	17.5	14.6	7.5

問2 自動車保有容認理由内訳（福祉事務所ごと件数・2022年3月31日時点の件数のみ・級地区別（3区分））



問3 貴自治体福祉事務所において、自動車保有を容認している者に対し、自動車の運行状況の報告を義務付けることがありますか。①～③の中から当てはまるものに○をつけてください。（お答えは1つ）

- ① 義務付けることがあります、所定の書式がある／② 義務付けることがあるが、所定の書式はない／
③ 義務付けていない

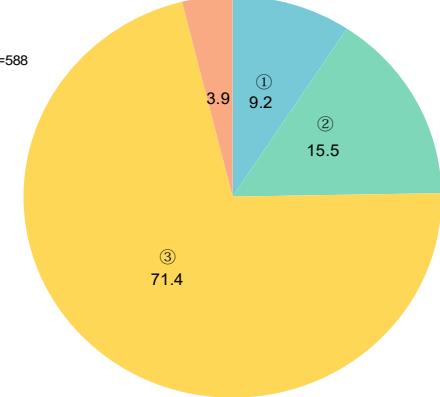
「① 義務付けることがあります、所定の書式がある」とお答えになった方は、もしも可能でしたら報告の書式を、こちらのアンケートに同封してご提供ください。

① ■ 義務付けることがあります、所定の書式がある

② ■ 義務付けることがあるが、所定の書式はない

③ ■ 義務付けていない

■ 無回答



	義務付けること があり、所定の 書式がある	義務付けること があるが、所定 の書式はない	義務付けていな い	無回答
(回答数)	588	54	91	420
(横%)	100.0	9.2	15.5	71.4
				3.9

級地区別（3区分）

1段目 度 数 2段目 横%	TOTAL	義務付けること があり、所 定の書式 がある	義務付けること があるが、 所定の書 式はない	義務付 けてい ない	不明
	588	54	91	420	23
	100.0	9.2	15.5	71.4	3.9
1級地	90	2	16	68	4
	100.0	2.2	17.8	75.6	4.4
2級地	111	11	22	74	4
	100.0	9.9	19.8	66.7	3.6
3級地	349	39	43	253	14
	100.0	11.2	12.3	72.5	4.0

級地区別（6区分）

1段目 度 数 2段目 横%	TOTAL	義務付けること があり、所 定の書式 がある	義務付けること があるが、 所定の書 式はない	義務付 けてい ない	不明
	588	54	91	420	23
	100.0	9.2	15.5	71.4	3.9
1級地-1	58	1	8	45	4
	100.0	1.7	13.8	77.6	6.9
1級地-2	32	1	8	23	0
	100.0	3.1	25.0	71.9	0.0
2級地-1	74	6	16	50	2
	100.0	8.1	21.6	67.6	2.7
2級地-2	37	5	6	24	2
	100.0	13.5	16.2	64.9	5.4
3級地-1	232	27	28	168	9
	100.0	11.6	12.1	72.4	3.9
3級地-2	117	12	15	85	5
	100.0	10.3	12.8	72.6	4.3

【問3で①または②と回答した自治体】

問3-2 自動車の運行状況について、どのような事項の報告を求めていますか。（自由回答）

※回答数：141件

1	一部の保健福祉事務所においては、メーターの確認等を行っている。
2	自動車の使用状況や任意保険の加入状況について定期的に確認している。
3	使用状況、保険加入状況、維持費捻出方法等
4	自動車の利用者、利用目的、利用頻度、維持費の捻出方法等を家庭訪問時などに被保護者から聞き取る。併せて、運転免許証、車検証、自賠責保険証書、任意保険証書等の資料の写しの提出を求めている。
5	家庭訪問時、自動車走行距離について口頭報告または自動車メーター確認により行う。
	年に1回、使用目的や使用状況（※）について報告を求めている。
6	※通勤用に保有を容認している者…①勤務先②所在地③通勤日数（1月あたり）④勤務時間通院用に保有を容認している者…①病院名②所在地③通院回数（1月あたり）
7	廃車および更新の検討
8	世帯主等から使用目的（事業・通勤・通院用、その他具体的に）及び自動車の保管場所、諸費用（駐車場代、保険料、ガソリン代、ローン残高、自動車税等）を聴取・確認しています。
	また、今後車検証の更新や自動車の保有状況、使用状況に変更あれば速やかに報告するよう説明します。※ 運行距離や日数等の詳細の実績報告は義務付けておりません。
9	自動車維持費用（ガソリン代、自動車保険料、自動車税、車検費用）の金額と各費用の支払い状況及び自動車の使用状況等・使用日とその走行距離（報告を義務付けていない振興局もあります。）
10	ケースワーカーが面接時に自動車の運行状況の聞きとりを行っている。
11	訪問調査の際に、保有要件に沿った運行を行うよう個別に指導している。
12	使用日時、目的、目的地、走行距離等
13	メーター（走行距離）の確認等
14	運転日報を記載し、使用月日、使用時間、走行距離、用途、給油量、使用車種、ナンバー、駐車場所の報告を求めている。
15	日付、時間、用務先、走行距離
16	訪問時のメータでの確認による。
17	レジャーに使用している等の苦情がなければ、特に運行状況の報告を求める予定はない。
18	定期的な訪問調査の際に自動車の走行距離の確認を行う。
19	世帯訪問の際に、自動車の走行距離数を確認している
20	運転日誌を毎月提出するよう指導している
21	日付ごとの走行距離
22	走行距離、ガソリン代、任意保険料
23	利用日、走行メーターの値
24	出発時メーター、帰宅時メーター、走行距離、給油量、給油料金、備考
25	運転免許証、車検・任意保険の更新状況、走行距離
26	走行距離、車検の満了日、免許証の有効期限、任意保険の加入状況と有効期限
27	走行距離数（メーターの写真）
28	通勤目的の場合、通勤の出発及び自宅到着時点の総走行距離の報告
29	出勤時間、車両走行距離
30	使用内容、使用距離
31	保有条件（通院、通勤）の定期的な確認・走行距離の報告・保険加入の報告と確認
32	状況に変化があれば、口頭で報告を求めている。
33	容認要件、必要経費、使用の日時、経路、距離
34	自動車使用の日付、用件、走行メーター（km）の出発時と帰宅時、備考
35	月ごとの走行距離
36	・使用日・移動前後距離メーター数・走行距離数・用途、行先等
37	行き先、走行距離等
38	訪問時等 適宜走行距離の報告、確認
39	運行日、目的、運行時間、目的地、運行キロ数
40	走行距離
41	運転日、目的地、運転前走行距離、運転後走行距離
42	運行記録（日時、経路、距離）の報告を求めるとともに、訪問時にメーター確認を実施している。

43	走行距離の報告を求めている。
44	通勤・院に要する移動距離
45	自動車の利用状況
46	自動車使用簿への記録を求め、訪問時に確認
47	任意保険
48	車検や保険の加入状況
49	外出先及び移動距離
50	・走行距離・維持費の捻出状況・使用目的・保険加入状況
51	自動車の運行距離
52	利用目的、走行距離
53	訪問時に走行距離メーターの確認をしている。
54	乗車日、運転先、運行目的、運転距離、総走行距離、給油の運転報告を求めている。
55	容認理由に適った運行状況であるか（通勤や通院の状況など）
56	営業等で使用している場合の収支状況
57	運行記録（日付、出発地、経由地、目的地、時間、走行距離、同乗者）
58	定期訪問や電話連絡、また就労活動や報告において自動車の使用状況を把握し、指導や記録を行う。
59	走行距離
60	運行日時、行き先、一回当たりの運行距離、車両の総走行距離
61	容認事項（通勤や通院）継続の確認
62	車検証の提出、自動車の現物確認、聞き取りにて用途の確認
63	日時、行先、距離
64	自動車利用の日時や行き先、走行距離
65	乗車日、行先、乗車目的、使用時間、走行距離、出勤時間
66	運転日時、走行距離、行き先
67	自動車での走行距離を把握するため、メーターの写真の提出を依頼している。
68	車検・任意保険の加入状況など
69	運転者氏名・運転の日時・走行距離・発車場所及び目的地
70	メーターの確認。車検、任意保険の確認。
71	利用目的、目的地、距離を記入
72	走行距離、使途等
73	月日、曜日、用途、区間、出発メーター、終了メーター、走行距離
74	運行状況の報告について義務付けてはいないが、適性な利用のために運行記録表の提出をお願いしている（書式は定めていない）
75	日付、使用時間、行き先、目的、走行距離、給油
76	走行距離
77	目的地、運転時間、走行前後メーター、走行距離、給油量、給油金額
78	使用日、目的、距離数
79	自動車の利用日誌を記録させ、訪問時に走行メーターとの差異がないか確認している。
80	走行距離を確認し、容認している利用の実態と乖離していないか確認する。
81	使用日、運転車、使用目的、目的地、出発時間、自宅時間、帰宅時の累計走行距離、給油の有無、給油量
82	運転時の走行距離数
83	目的地、用件、走行距離、ガソリン代、車検代等
84	走行距離数、出発地点、目的地、使用用途など
85	自動車の使用状況を把握するため、使用日、行先、距離などをまとめた日報の提出を求めることがある。
86	利用頻度と自動車の状態（壊れていない等）について
87	日付、走行距離、行き先
88	運行日、運行時刻、行き先、使用目的、メーター数値、運転者、同乗者
89	使用日・行先・出発時刻・帰宅時刻・帰宅時メーター・走行距離・使用理由
90	運転日報の提出を義務付けている
91	行き先、メーターの記録
92	走行距離
93	運転記録票
94	車検証、任意保険証明、使用状況
95	自賠償保険証明書、任意保険証明書、車検証等の写しの提出を求めている。
96	家庭訪問の際に運行状況も確認している。
97	保有容認している利用目的以外の利用がないかを確認するため、定期的に走行メーターを確認している。

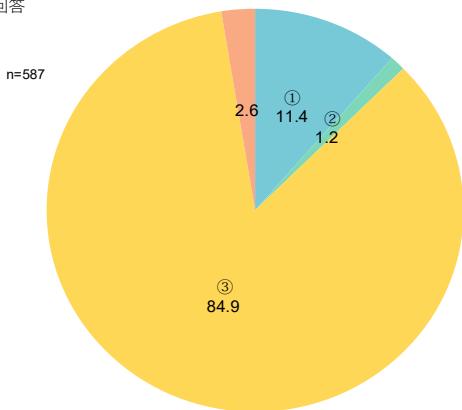
98	毎月窓口にて記録を確認している
99	自動車の保有容認利用に基づき、適切に使用されているか定期的に確認している。
100	義務付けるとまでは言わないが、CWによる訪問調査の際には、自動車の運行状況について聴取や、自動車の走行メーターの目視による確認などを必要に応じて行っている。
101	自動車の保有状況について、年に一回資産申告書の提出を求め、逐一保有状況の確認を行っている。
102	訪問先で運行状況の聞き取りを行っている。
103	メーターを確認する等して走行距離を確認しています。
104	自営業で認めている世帯の燃料代の計算のため
105	運行日誌（運転した日にち、出発キロ、累計キロ、走行距離、利用目的、行き先、出発時刻、帰着時刻、給油した際の領収書
106	免許証、自賠責保険、任意保険、車検証の提出を年1回報告を求めている。
107	所有者、年式、車種、排気量、使用状況、自賠償、任意保険、勤務地、通院先
108	距離、使用日。
109	日付、目的地、運行開始前の距離メーター値、終了後の距離メーター値
110	走行距離
111	訪問時にメーターを確認している
112	訪問時に自動車の保有要件の確認を行なっている。
113	日付、行先、走行前距離、走行後距離、走行距離
114	毎月の走行距離
115	報告を義務付けていないが、世帯訪問を行い、自動車のメーターを確認している。
116	日付、行先、運行目的、走行距離
117	交通事故発生時の報告
118	目的、距離、時間など
119	免許証、車検証、自賠責、任意保険証及びガソリン代の領収書（給与収入がある場合、控除を行う等のため）の提出
120	運転日、行き先、目的、走行前メーター、走行後メーター、走行距離
121	走行距離
122	・名義変更などの使用状況に変更がある場合・自動車の売却により収入を得た場合・廃車にした場合
123	使用日、走行前後のメーター数値（厳密には義務付けではないが必要経費控除の資料として求めることがある）
124	使用日や走行距離の報告
125	運転日、目的地、走行距離
126	利用日、目的、走行距離
127	走行距離
128	運行日、行程、走行距離を別添様式により報告を求めている。
129	被保護者へ自動車保有容認通知を交付後、その後の自動車の運行状況について家庭訪問時に口頭で被保護者へ適宜報告を求めている。
130	車検証にて走行距離を確認
131	運転日、行き先、走行距離
132	走行距離を求める場合がある。
133	収入申告書にメーター等の情報を記入
134	使用目的、行先、走行距離等
135	自動車使用等の提出
136	走行距離数
137	収入申告書に走行距離を記載させる。自動車使用申告書を提出させる。
138	運転日誌の提出
139	利用目的、利用区間及び走行距離数
140	車検証、賠償責保険証、自動車任意保険証の写しの提示
141	燃料費等、自動車に係る経費の領収書等の提出

問4 貴自治体としての、自動車保有容認の要件のあり方についての考え方は次のうちいずれに該当しますか。

①～③の中から当てはまるものに○をつけてください。 (お答えは1つ)

① 要件を緩和すべき／② 要件を厳しくすべき／③ 要件は現状のままでよい

- ① ■ 要件を緩和すべき
- ② ■ 要件を厳しくすべき
- ③ ■ 要件は現状のままでよい
- 無回答



	要件を緩和すべき	要件を厳しくすべき	要件は現状のままでよい	無回答
(回答数)	67	7	499	15
(横%)	11.4	1.2	84.9	2.6

級地区別（3区分）

1段目	度数	TOTAL	要件を緩和すべき	要件を厳しくすべき	要件は現状のままでよい	不明
2段目	横%					
1級地	588	67	7	499	15	
	100.0	11.4	1.2	84.9	2.6	
2級地	90	3	2	83	2	
	100.0	3.3	2.2	92.2	2.2	
3級地	111	4	1	102	4	
	100.0	3.6	0.9	91.9	3.6	
	349	52	3	289	5	
	100.0	14.9	0.9	82.8	1.4	

級地区別（6区分）

1段目	度数	TOTAL	要件を緩和すべき	要件を厳しくすべき	要件は現状のままでよい	不明
2段目	横%					
1級地-1	588	67	7	499	15	
	100.0	11.4	1.2	84.9	2.6	
1級地-2	58	2	1	53	2	
	100.0	3.4	1.7	91.4	3.4	
2級地-1	32	1	1	30	0	
	100.0	3.1	3.1	93.8	0.0	
2級地-2	74	2	1	68	3	
	100.0	2.7	1.4	91.9	4.1	
3級地-1	37	2	0	34	1	
	100.0	5.4	0.0	91.9	2.7	
3級地-2	232	34	3	192	3	
	100.0	14.7	1.3	82.8	1.3	

問4－2 どの要件を変更すべきかについて、御意見がある場合はお書きください。（自由回答）

【要件を緩和すべき】※回答数：53件

1	就労や日常生活の一定水準を確保すべく、公共交通機関が不十分な地域情報を鑑み自動車での移動が前提となる場合や、年式や走行距離などに一定の条件を設定し条件を満たすような資産価値の低い車両を保有する場合には、保有を容認し、経済的自立や社会的自立を促す見直しが必要と考える。
2	(①「要件を緩和すべき」と②「要件を厳しくすべき」に○あり。) ①別冊問答集 問3-20に記載されている借用については緩和してもよいと考える。②任意保険への加入を保有の要件としてほしい。
3	公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者について、日々の生活における移動手段確保のため、買物や各種サービス機関利用等の日常生活についても自動車使用を認めるべきと考える。
4	交通不便地、特に山間部で公共交通機関が十分に整備されていない地域については、自動車は必需品と考える。
5	就労による経済的自立のためだけでなく、社会生活自立及び日常生活自立のためにも自動車の保有及び使用については地域の実情に応じて実施機関の判断で認めるよう要件緩和が必要である。
6	暮らしに必要な自動車の保有、使用を実施機関が個別に判断し認めることができるようにすべきだと考えています。自動車の維持費については、仮に勤労収入を得ている世帯や加算の認定を受ける世帯など、最低生活が維持できることを要件とし、また、諸経費の負担の少ない軽自動車などから保有等容認の緩和をしていくべきだと考えています。
7	公共交通機関が殆どない地域における日常生活維持のための保有容認など、地域事情等を踏まえた保護の実施機関における裁量的判断の拡大など。なお、事故を起こしたときの保証は生活保護法上できないので、被害者保護の観点から任意保険の加入を必須とすべきと考える。
8	交通の便が悪い地域に居住する障がい者等において、日常生活での利便性を理由とした保有容認の要件緩和は、あって良いのではないかと考える。
9	生活用品としての自動車保有を認めてほしい。（公共交通機関のない過疎地域に住む被保護者は、買物ほかの日常生活にも支障があるため。）
10	地域の実情に併せ、福祉事務所の裁量で、自動車保有の要件を柔軟に変更できるようにするべきと考えます。
11	公共交通機関の衰退により、日常の買い物や通院における移動手段が確保しにくい地域も多い事から、一定の条件を付して緩和してもよいと思います。
12	公共交通機関が弱い弱なため、交通弱者、買物難民が多いので、車検・任意保険・維持費等・生活費でやりくりできるなら要件緩和してほしい。
13	「通勤」「通院」に限定された用途を「生活用品」としての用途でも認めるべき
14	自動車の処分指導を行うことは就労や自立助長の阻害につながる可能性がある。
15	就労に向けた活動が行われている者については、処分保留が出来るよう緩和すべきと考える。
16	地域の交通事情に応じて、日常用での所有を認めてほしい
17	本市の地理的状況を鑑みると、市街地から離れた地域は公共交通機関の利用が困難であるため、求職活動、食糧購入に限定して、自動車使用を緩和すべきと思う。
18	障害者が自動車により通勤する場合の障害者を削除する。
19	就労活動を条件に車検の更新時期までは処分や使用制限をしない。若しくは全面的に容認。維持費については課題がある。
20	法施行当時に比べ、国民の自動車保有状況が変化してきており、現状の個人や地域の生活実態に即した対応が必要になるのではないか。
21	子どもの保育園・幼稚園の送迎で使用する場合は保有・使用を認めてても良いと思われる。
22	高齢者、障がい者、未就学児のいる母（父）子世帯の買い物等への利用
23	交通不便地等の要件緩和は必要と考えるが、就労者以外は維持費の負担が困難
24	地域の自動車普及率で区分けし、利用目的の要件を緩和すべきと考える。また保有を認めた場合は、利用目的を限定せず、日常生活での利用を認めるべきと考える。
25	自動車がないと日常生活に不便であるが、維持費を保護費でまかなうのは厳しい。
26	・自らのやりくりによる新規の自動車購入が認められるとよい・リースでの使用について、基準を設けて認められるとよい
27	自動車保有の対象要件を緩和する必要があると考えてる。その理由として、本誌では実用的な公共交通機関が極めて少ない状況があり、市民の自動車普及率が非常に高い現状において、自動車が無いと極端に不便な生活を強いることになりかねない。特に18歳以下の子供がいる世帯等で、学校への暗い時間や悪天候時の送迎、発熱時の病院への送迎など、自動車が無ければ安心して生活するのが難しい状況である。また、自動車を持たないでの求職活動は困難を極める状況である。
28	地方では、自動車を使用しなければ生活が成立しないことがある。生活維持のため、自動車使用が認められるとよい。
29	第3の12 2について 子供の通学において送迎が必要な場合を考慮できるようにする必要があると思う。
30	自動車は普及し日常生活に欠かせないものの1つとなっています。任意保険の加入や維持管理費の捻出の見込みがあれば日常生活に用いることも可能とし、早期の就労にもつながると考えます。

31	要件を明確に定め、一義的に全国統一的なわかりやすい運用の下であれば、緩和も検討しても良いと考える。
32	・公共交通機関利用困難地域からの通院・買い物を条件付きで認める・処分保留期間
33	都市部と地方では公共交通機関の発達状況も大きく異なり、一律に取扱うことは適当ではないと感じます。
34	車使用による通院移送日の減額分や就労収入の増加分と自動車維持費との比較などコスト面などでの検討があってもよいと思う。
35	地方では生活の必需品となっているため、高級車以外は容認してほしい。
36	維持費の援助、処分価値が小さい等、通院と同様の要件が該当する場合、生活用品と認める緩和があってもよいと考える。
37	いずれの要件においても、かえって受給者の自立を阻害する要因になりかねないこと。小規模の中山間地域（離島）での取り扱いは緩和してもよいのでは感じる。田舎は自動車が生活に必需であることや、バス等の利便性が都市部より低い等の事情。
38	資産価値の小さい自動車かつ現状の保護費のやりくりで維持できる場合は容認しても良いと感じる。
39	公共交通機関の利用が困難な地域においては保有の容認を希望する。自動車は生活の必需品であり、保護の申請を躊躇する要因となり、就労の阻害要件の一つとなっている。
40	維持費が賄える（就労収入により）なら公共交通機関利用困難地域・深夜勤務でなくても使用を認めてよいと思う
41	当市は公共交通機関が十分に整備されておらず、自家用車以外の移動手段が困難なケースもあることから、最低生活費内で維持費を賄えるのであれば要件を緩和すべきと考える。
42	山間部を抱える当市では、公共交通機関の便数が少なく、市として乗合タクシーも行っているが、自動車は生活必需品となっている。自動車がなければ求職活動、通院、買い物などに不便であるため、処分価値の高くない自動車については保有を容認するよう変更すべき。
43	世帯や家族状況によって要件を緩和すべきだとは思われる。
44	使用目的を通院・通勤・通学に限定せず、公共交通機関が脆弱な地域では軽自動車の保有を容認してほしい。
45	当市は過疎地であるため、公共交通機関が充分でない為、過疎地や辺地地域に認定されているものについては緩和を検討すべきである
46	公共交通機関の便が少なく、周辺に商店等がない場合は通勤、通院に特化しなくてもよいのでは。
47	公共交通機関利用困難の程度が不明瞭であり、判断しづらい。通勤・通院などで運転容認しているケースは任意保険加入を義務づけているので、保険料や燃料費で生活を圧迫することがなければ、買物などの日常的活用を認めても良いのではないかと考える。
48	保有の要件について。公共交通網未整備の本市のような地方都市では、自家用車保有が一般的であり、最低生活の維持に必要なことが多いため。
49	電車もなく、バスの利便も悪い地域では、車が生活に欠かせない地域も多いため。
50	都心部と公共交通機関の利用が極めて不便な地方では生活環境が大きく異なるため、それぞれに合わせた法の整備が必要と考える
51	地域の状況を考慮し、買い物などの日常生活の使用を認めるよう要件を緩和しても良いと考えます。
52	公共交通機関が利用困難地域であることから、通院や通学の要件を緩和すべき
53	任意保険加入後は、生活用として使用を認める。

【要件を厳しくすべき】※回答数：6件

1	生活保護受給者につき、自己の補償は勿論のこと加害時の被害者補償の観点からも、任意保険の加入を義務化すべき。
2	容認するのであれば、就労収入の額を最低でも10万円とするなど。（現状では2~3万円でも認めている。）
3	課長通知第3の9-2、3、課長通知第3の12-2でいう「困難地域」については判定に苦慮すること、被保護者等に拡大解釈をされかねないことから、国が今よりももっと具体的な例や判定方法などを示すべきと考える。
4	任意保険の加入
5	要件を変更するというよりは、違反した場合、厳しい処罰を設けるべき。
6	都市部であれば、公共交通機関も発達しているため不要。地域性での要件を変更すべき。

【要件は現状のままでよい】※回答数：18件

1	要件は現状のままでよいと考えているが、処分価値が低い自動車であって、公共交通機関が整備されていない地区における、自転車や、徒歩での定期通院困難な障害者以外の者が使用する
2	自動車について、保有容認すべきかについて、検討をしていく必要があると考える。
3	しかし、保有を容認とした自動車が、加害車両となった場合の被害者補償のあり方（一定金額上の任意保険の加入を保有の容認要件の一つとするなど）や、自身の生活費を圧迫しないよう、保有に必要な費用（車検費用、保険料、燃料費）の捻出が可能か等についても、慎重な検討が必要であると考える。
4	要件については、国の責任で検討すべきであるが、公平性の観点から保護の開始申請時だけでなく、保護受給中に要件に該当することになった場合に保有を認めることを検討する必要があると考える。
5	自動車保有容認の要件のあり方については厚生労働省において判断されるものと考える。
6	※制度を所管する国が定めることなので、県としての判断は差し控えさせていただきます。
	自動車の保有については、基本的には容認していないが、過疎地域のため自立に結びつく事例等で保有を容認したことがあり、ケースバイケースと考えている。

7	法定受託事務につき、国が判断すべきものと考える。
8	生活保護費が少ないといわれる中で、自動車保有に関してはリスクがあると考えられる。税金、駐車料金等は生活費を圧迫するものであり、事故が発生した場合には賠償能力もないと考えられるため。
9	容認するとしても維持費や保険料が支出できるか否かの判断も必要。また病状（精神病等）により、認めない際は厳しくする必要があると考えられる。事故等を起こした際の対応はどうするのか考えるべき。
10	公共交通機関が乏しい地方では、自動車は必需品の面があるのは事実だが、現状の保護費で経費をまかなうのは不可能。
11	要件については、社会背景等を考え、定期的に議論すべき。
12	当福祉事務所では国等から示された要件に基づき、自動車保有の要否判断を行っており、国等が示す要件等に対して、自治体として意見を述べる立場にないと考えておりますので、問4については回答を控えさせていただくこと、ご理解ください。なお、当福祉事務所では、被保護者が保有する自動車をはじめとする資産については、国が示す要件のうち、被保護者の自立の助長に繋がるか否かに特に重点を置き、各被保護者ごとに判断を行っております。
13	要件の変更は必要ないと考えるが、保有条件的を今以上に明確にしてほしい（例：「自立助長に役立つ」とは具体的に該当世帯の最低生活費の何%を示すのかなど）
14	国において検討すべきことと考えます。
15	公共交通不便地域においては車の利便性は感じるが、車の資産価値や事故時の保障の問題、また、維持費（車検、保険料、ガソリン代等）が生活費を圧迫することは明らかであるため、要件緩和には十分な検討が必要と考える。
16	現行制度では、公共交通機関が乏しい地域での自動車保有及び使用や移動手段の確保について、あいまいな部分が多いので、明文化してもらいたい。
17	本市においては、車は必需品と考えられるため、問2の理由そのものが不要とも思う。ただし、要件は基本的にこれまでよいと考えている。
18	へき地地域住民においては、近くに小売店がなく公共交通の利便性が低いため、日常生活における自家用車の利用需要は高いことから、緑地区分や公共交通網に応じて緩和するのは検討してもよいと考える